

「障がい」のある人もない人も共に暮らせる社会を目指して ～障害者差別解消法が施行されて1年が過ぎました～

■問い合わせ：社会福祉課障がい者支援グループ ☎内線 269

「障害者差別解消法」ってなに？

この法律は、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会をつくることを目指すもので、平成28年4月1日から施行されました。「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を、国や市町村の役所、会社やお店に求めるものとなっています。

「不当な差別的取扱いの禁止」とは？

「お店に入ろうとしたら車いすを理由に断られた」「障がいを理由に、説明会や研修会などへの出席を断られた」など、役所やお店などの事業者が、障がいのある人に対して正当な理由がないまま、障がいを理由に差別することを禁止しています。

「合理的配慮の提供」とは？

役所やお店などが、障がいのある人のために筆談できるような環境を整えたり、段差のある場所にスロープを用意したりすることです。

事業者は、障がいのある人から「何らかの対応を必要としています」との意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応に努めなければなりません。

龍ヶ崎市役所での取り組み

この法律の施行を受けて、当市では次のような取り組みを行っています。

1. 職員の対応要領を定めました

平成28年10月に「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する龍ヶ崎市職員対応要領」を作成し、全職員に通知しました。窓口対応などにおける「不当な差別的取扱いの禁止」を明確にし、障がいのある方との意思疎通や物理的環境への配慮など、「合理的配慮」を定めたものです。

2. 環境を整えました

聴覚に障がいのある方のために、社会福祉課の窓口で筆談用の「電子メモパッド」を用意しました。さらに手話でコミュニケーションできる職員も配置し、今後は本格的な手話通訳ができるように研修を重ねています。

耳が遠い方のためには、市民窓口課・社会福祉課・高齢福祉課に、「簡易磁気ループ（小型のスピーカー）」を用意しました。また、多くの窓口で「老眼鏡」を設置しています。これもちょっとした「合理的配慮」の一つですね。



▲老眼鏡、電子メモパッド、簡易磁気ループ（小型のスピーカー）



3. 広報啓発活動を行っています

5月11日に、障がい者自立支援協議会主催の『小規模事業所のための初めての障がい者雇用セミナー』を行いました。講師の社会保険労務士・石井先生は、「障がい者の雇用には、その持っている能力を最大限に活用するために、合理的な配慮が必要です。そして、その配慮によって職場を整えれば、障がいのない人たちにとっても働きやすい職場となるのです」とお話しいただきました。市内の事業者向けには、「障がい者雇用」という観点から、この法律を解説していただきました。



龍ヶ崎市では今後もこういった取り組みを充実させ、「共に生きていく」社会の実現を図っていきます。